

SUPRI Occasional Papers 01

〈「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウム〉

# 「人新世」時代をどう生きるか

— 大沼保昭先生の人間観、歴史観、学問観に学ぶ —



**SUPRI**

Soka University Peace Research Institute

創価大学平和問題研究所

### 〈SUPRI Occasional Papers〉について

平和問題研究所では研究活動や成果をより広く伝えていくために、研究所で開催した平和講座やシンポジウムなどの内容を〈SUPRI Occasional Papers〉として随時出版してまいります。

研究所紀要『創大平和研究』に加えて、この〈SUPRI Occasional Papers〉の内容は当研究所ウェブページ (<https://www.soka.ac.jp/pri/>) でも公開していきますのでご覧いただければと思います。



創価大学  
平和問題研究所

### 〈「大沼保昭文庫」の見学について〉

「大沼保昭文庫」の見学をご希望される方は、平和問題研究所までメールにてお問い合わせください。

見学の可否など具体的なことはメールにてお伝えいたします。

〔問い合わせ先〕 平和問題研究所 supri@soka.ac.jp

創価大学平和問題研究所「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウム

## 「人新世」時代をどう生きるか

— 大沼保昭先生の人間観、歴史観、学問観に学ぶ —

【開催日時】 2022年 3月6日（日）13:00-15:00（Webinar）

### 【プログラム】

- 主催者挨拶 玉井 秀樹（創価大学平和問題研究所・所長）……………（5）
- 報告と討論 葛木 文湖（東洋哲学研究所・委嘱研究員）……………（9）  
「国際法に託された希望と未来  
— 大沼保昭先生『国際法』出版に携わって」
- 三牧 聖子（高崎経済大学・准教授）……………（17）  
「学者はいかに現実と関わるか  
— 社会との関わりの中の大沼保昭先生」
- 大中 真（桜美林大学・教授）……………（25）  
「歴史学、国際関係論、そして国際法  
— 大沼国際法学の意義」
- パネルディスカッション……………（32）
- 総括と挨拶 大沼みずほ（大正大学・准教授）

### 【大沼保昭文庫】



### 【シンポジウムから】



この文と如く経済の発展の中に伴って進出してきた  
 工的によく洗われる人権法の教養も、専門書が少くはなれば、  
 世界人権宣言と1966年の人権中核条約に集約されてきた宣言を  
 祖文と見做すのみならず、これは「宣言の中核」(原典)

<第6章後半部分>

ウィーン宣言  
 国連が1993年にウィーンで開催した世界人権会議において採択された宣言は171ヶ国のコンセンサスによるものであり、そこには20世紀末の地球社会に妥当する最も正統性の高い人権観が表明されている。この宣言で示された人権観は次のようなものである。「すべての人権の保護と促進は普遍的な目標である。第一に、人権の普遍性と生来性が(再確認)され、人権の普遍性は(人間の余剰がない)ものとされた。国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は考慮すべきだが、すべての人権の保護と促進は普遍的義務であるとして、文脈的普遍性への指向性が提示されている。第二に、すべての人権は不可分かつ相互に依存し相互に関連しあうものとされた。この考え方は性差別を重視する途上国側が80年代から主張してきたものが、80年代になると先進国側がそれを逆手にとって社会権の實現に自由権を犠牲にしなければならないという趣旨で主張するようになった。こうして、人権の不可分性と相互依存性は、両者が共有しうる観念として宣言に規定された。第三に、女性の権利の保障が国際共同体の優先目標とされた。そして第四に、脆弱な権利が普遍的で不可譲の権利として(再確認)された。(NGOや諸国の)

ウィーン宣言の採択に至る過程では、政府のみならず市民社会や非国家主体が強い影響力を及ぼした。こうした国際的・文脈的対立の過程を克服してコンセンサスが導かれたという事実は、宣言に特別の重要性を付加する。21世紀のすべての人権にかかる宣言は、20世紀末の国際社会の共通人権観を再掲しウィーン宣言を出発点としなければならない。この「オピニオン・リーダーが参加して」

「非欧米文明・近代文明以外のあらゆる文化・文明を尊重し、そのなかで人権の」  
 国連の人権保障システム  
 普遍性のコミットする  
 1948年の「文脈的普遍性という観念」は  
 人権問題を扱う権限をもつ関連の主要な機関としては、秘書、経社理、人権理事会、人権高等弁務官事務所がある。  
 ようにウィーン宣言は(世界人権宣言・1966年の人権中核条約と並ぶ)重要な文書として扱われるべきである。  
 国連は1967年に決議1235を、1970年に決議1503を経社理で採択することによって人権を保護する活動に乗り出した。1235号は人権理事会の前身である人権委員会が加盟国の大規模な人権侵害を公開審査し、1503号は重大で継続的な人権侵害の事態を個人やNGOの通報に基づいて非公開で審査する制度であり、いずれも現在に引き継がれている。  
 両手続とも、専門家やNGOの提供する情報、知見が多くを占めているが、公開審査についてはその実情が広くメディアを通じて報道されることで人権侵害の是正につながることもある。だが、政府代表からなるため各国政府の意向に轉られる傾向が強い国連では、人権問題が専らに政治利用されることがあるため、80年代以降は国別でなく分野別にどの国であらうと人権侵害を審査するテーマ別審査方式が重要な役割を果たすようになっていった。  
 宣言にキチンとされた人権を(実際は)各国が(義務)として履行するようになり、(宣言)が(保障)され、(責任)が(明確)である。  
 2006年に設置された人権理事会は、すべての人権の促進および保護を強化するため(普遍性、公平性、客観性および非選別性の諸原則)ならびに建設的な国際的対話を指針として任務を遂行する。  
 こうした女性の権利の重視は、G4国(中核)として向かれた「ウィーン宣言」と同時進行して(推進)されてきたNGOグループからの強い(圧力)によるものだった。  
 「従来の権利は自由権・社会権という第一世代、第二世代に次ぐ第三世代の権利として主に途上国に促進してきたものだが、自由権中に至るに恩恵を受けることができないためにより、その上での地位が不確定なものになり、(宣言)が(米)のように(従来の)権利を(促進)する(方向)に(転じた)のである。」



経済・社会政策により人々の経済水準を向上させ<sup>時</sup>、これに加えて、人権についての研修や教育、知識の普及などにより市民の規範意識を高め、それに、支えられた具体的な人権保障制度を社会のすみずみまでいきわたらせるところにある。外部からの圧力による人権保障は目前に迫った政治犯の処刑の阻止など、~~1~~数回に目に見える成果を上げるケースはあるにしても~~長~~続きしない。人権外交に代表される「外部からの強制による人権保障」はあくまでも改善の策であることを忘れてはならない~~わけ~~である。

3 国際政治の人権化とそれへの反動 アムステルダム条約

21世紀の「援助超大国」となりつつある中国（および、中国よりはるかに援助額はすくないが中国と同様の政策をとるロシアほかの「援助大国」）の経済援助は、途上国における人権保障状況の改善という面において深刻な問題を提起している。みずからが深刻な人権侵害国家である中ロなどは、援助を受ける側の人権侵害を問題とすることなく、多くのアフリカ諸国など、人権抑圧的な独裁政権に多額の援助を供与する。後者は、被援助国の人権状況を問題視する西側先進国より当然こうした中ロ型の「寛大な」援助を好む。その結果、途上国の人権状況が改善しないまま人権抑圧政権が支配する途上国に巨額の援助が流れ込むという現実が強化されつつある。

これを変えていくには「援助大国」中ロ自身が人権を尊重する国に生まれ変わることを期待しなければならない。しかし、現在「人権先進国」とされる欧米諸国がそうしたレベルに到達するには近代西欧における人権の誕生以来、数世紀を要したのである。中ロなどの「人権後進国」が欧米や日本並みの人権先進国に生まれ変わるには同じくらいの時間がかかるかもしれない。全世界的規模の人権状況の改善というのはその~~困難~~わたしたちに忍耐を強いる課題なのである。

*Qはそれにとどまらない。20世紀から21世紀の「人権民主化」「EPOの人権化」もたらしたの付面側先進国、なかんずく西側諸国だった。西側のP系と知財人権の使命感をもって人権の普及と改革に尽力してきた。しかしその姿勢は、自国内で行ってなく世界中の途上国の人権保障はもちろんだ。西側自身の民衆の感度からささげられた*

*（人権）改革*

*エリートの理想主義という色彩が帯びていた（大沼ロニソクにおける法廷の大河相争い）。21世紀になり、この乗りはリパラルで空大右稀民権の反響というかたちで顕在化した。正確な予備は~~正確な~~権利でできるか。おそろくこの反響の時代はしばらく続くのてけるか*

*このQはもう一つの「人権大国」米のありかたを見てもあきらかのように思われる。2016年、米ロはトランプ・トランプという露骨な差別主義の、排外*

一般民衆の一部のP系・知財人と  
人権保障の

<sup>12</sup> ~~この~~この点は人権保障水準の高度化の必要条件ではあるが、十分条件ではない。日本の一人当たり国民所得の1.5倍~~以上の~~の経済水準を誇るシンガポールや急速に経済水準を高めつつある中国の現状はこのことを裏書きしている。

【大沼保昭先生の校正原稿②】

## 主催者挨拶

創価大学平和問題研究所 所長 玉井秀樹

この度は「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウムに御参加いただき、たいへんありがとうございます。また、お忙しいなか、パネリストとして御参加いただきました東洋哲学研究所の蔦本文湖さん、高崎経済大学の三牧聖子さん、桜美林大学の大中真さん、そして、大正大学の大沼みずほさんにあらためて感謝申し上げます。

また、本日は大沼保昭先生の奥様も御参加いただいております。たいへんありがとうございます。

当研究所と大沼保昭先生の御縁については、当研究所紀要に載せた大沼先生の追悼文に記したのですが、ここで再び紹介させていただきたいと思います。東京大学法学部教授として教鞭をとられた後、2009年から明治大学特任教授に就かれていた大沼先生が、創価大学を訪問される縁となったのは、草創期の本学経済学部で教鞭をとられた大熊信行教授でした。大沼先生は、大熊教授の学風と人格に惹かれ、同郷（山形県）であったこともあり、若き日に大熊教授に私淑されていたとうかがいました。大熊教授が逝去され、その葬儀で創価大学での教育に情熱を傾けられていた大熊教授の言行を知って以来、大沼先生も本学に強い関心を持っておられたとのことでした。

そして、2014年12月、東洋哲学研究所が主催する研究会で「文明史の観点から見た21世紀の世界」との講演をされるために八王子にお出でになり、本学にも初めて訪問されました。

この時、大熊教授の事跡を知る大学首脳とも懇談の機会をもたれて、教授が創価大学建設にかけられた思い、創業者・池田大作先生との関係を聞かれ、さらに本学への御理解を深めていただきました。そして、大沼先生からは、「大

熊先生が情熱を傾けた創価大学に私としてもできる限りの協力をしたい」とたいへんありがたいお言葉をいただき、翌2015年から早速に平和問題研究所が開催する平和講座にて講演をしていただきました。

さらに2016年からは、創価大学平和問題研究所・客員教授の委嘱をお受けくださり、平和講座で学生に親しく講義され、さらに当研究所設立40周年記念シンポジウム開催にあたって様々に御助言をいただくなど、本学の研究・教育の発展に大きく貢献してくださったのです。

大沼先生の御協力をさらにいただき、あらたな研究活動の進展をと考えておりましたところ、思いがけなく先生が病にて体調を崩されていることを知らされました。私たちには推し量ることのできないたいへんな闘病生活があったことと思いますが、先生の旺盛な研究活動、執筆活動は衰えることはありませんでした。遠方にもかかわらず、平和講座のために本学までお越しく下さいましたことを忘れることはできません。

また、「誰にでもわかる“生きた国際法”の新書を最後に書きたい」とおっしゃられて、亡くなる前日まで筆を取られていたという遺作『国際法』は、人権の擁護と人類の平和の達成のために尽くされてきた先生の熱誠の結晶であると思います。

大沼先生は最後まで知的創造を続けながら、2018年10月16日、その尊き生涯を終えられましたが、当研究所に遺された先生愛用の書籍や文献資料について、御遺族の御理解を得てこれら貴重な文献を「大沼保昭文庫」として設置させていただくこととなりました。「大沼保昭文庫」にふれるたびに、大沼先生の御遺徳と御功績を偲び、後進の我々も真の平和追求の学徒として進みゆくことを確認していきたいと考えております。

そして、文庫開設から一年を経て、いまだにコロナ禍の困難にある世界に生きる私たちにとって、今だからこそ、大沼先生の遺された偉大な業績を学び、我々がどう生きるべきかを考えることに大きな意義があるとの思いで、先生ゆかりの研究者をお招きし、先生の学業と人格から学んだことを語りあい、その学びをこれからどのように活かしていくべきかを考えるシンポジウムを開催させていただいた次第です。



シンポジウムのテーマについて、我々の大沼体験は「文明史の観点から見た21世紀の世界」を論じられる姿にありまして、大沼先生に学ぶのであれば、人類史的課題、地球規模の課題がふさわしいのではないかと考え、浅薄の誹りは免れませんが、〈「人新世」時代をどう生きるか〉としました。

このようなシンポジウムで大沼先生を語るというのは簡単なことではないと思いますが、大沼先生を当研究所と結び付けてくださった、本日のモデレーターを務めていただく東洋哲学研究所委嘱研究員の蔦木栄一さんに、この任に応え得る相応しいパネリストを紹介していただきました。そのおかげで本日のシンポジウムが成立したものであり、あらためて感謝申し上げます。たいへんありがとうございました。

人類史、地球規模のスケールの大沼先生の学識・見識を学ぼうと準備をしているさなか、ロシアによるウクライナ侵攻が始まってしまいました。现阶段の我々人類には「地の平和」を維持することすらままならないことを痛感させられます。

この軍事侵攻によって犠牲となった方々を悼み、恐怖と苦難の中にある人々が一日も早く平穏を取り戻すことを祈るばかりです。

犠牲者が増え続けるなか、ロシア・プーチン大統領は目的達成まで攻撃をやめないとしているとの報道がありました。ウクライナ最大規模の原子力発電所で戦闘となったという身の毛もよだつような報道もありました。ここまでの事態となっても、プーチン大統領、ウクライナ政府、米国・NATOは自らの正義を言いつのり、停戦合意の兆しすら見えていません。

大沼先生であれば、利己主義の蒙昧と崇高なる精神とを併せ持つ人間の実相を見据えたうえで、紛争の犠牲となり、日常生活を奪われた人々のことを第一義に考えられたものと思います。そのうえで、より多くの人が尊厳をもって生きる自由を享受する世界へ向かうための指針を示されたのではないのでしょうか。

本日は、大沼保昭先生であればどのように振舞われたかに思いを致しながら、より良き人類社会、地球社会へ向かうためのアイデアを学んでいくことができると望んでおります。

以上、本日の御参加に重ねて御礼申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

## 報 告

# 国際法に託された希望と未来—— 大沼保昭先生『国際法』出版に携わって

東洋哲学研究所 委嘱研究員 葛 木 文 湖

本日は、大沼先生の奥様の清美さん、長女のみずほさんも参加をされ、「大沼保昭文庫」開設シンポジウムで発表をさせていただくことに感謝の気持ちでいっぱいです。文庫の開設に尽力され、本シンポジウムを開催された創価大学平和問題研究所の玉井さんにも心より感謝します。本日、登壇される三牧さんと大中さんをはじめ、国際法の分野はもちろんですが、研究分野を超えた非常に多くの交友関係を持っていた大沼先生の功績を語るには、私よりもずっと適任の方がいるとの思いに堪えません。

しかしながら今回、引き受けさせていただいたのは、大沼先生の最後の著作、ちくま新書の『国際法』の執筆に、秘書としていささかでも携わらせてもらうなかで目にした命の限り学問に向き合う大沼先生の姿を何らかの形で伝え、大沼先生への感謝を表すとともに、今回のシンポジウムの副題にもある大沼先生の間人観、歴史観、学問観を学んでいくことに少しでも寄与したいとの思いからです。そこで本日は、秘書として関わった『国際法』の執筆の際の大沼先生の様子、執筆の状況をまずお話しします。

学術シンポジウムの内容として、適切な話かとの思いもありましたが、「人間としての大沼を語ってください」とのみずほさんの言葉に甘えさせていただきます。そして、私自身が『国際法』から学んだことやいくつかの書評を通して、大沼先生が国際社会の現実と格闘しながら指し示された希望と未来への指針も明らかにしたいと考えています。

私と大沼先生との関わりは、2014年に東洋哲学研究所で講演を聴き、非常に感銘を受けたこと、そして2018年の夏頃に大沼先生が新たに秘書を探しており、多くの方に声を掛けていると聞いたことです。

メールの送信、名簿の管理を在宅で行うという話に大沼先生から少しでも学ばせていただく機会ができたかと手を挙げて、2018年8月24日に大沼家で大沼先生と面談をすることになりました。非常に怖い先生とのイメージがあり、覚悟して行きましたが、終始、笑顔で業務内容について話をされた先生からぜひ秘書を引き受けてほしいとの言葉とともに、余命が来年の春といわれている状況を淡々と伝えられました。穏やかに力強く病気に立ち向かい、仕事、家族、友人との時間を大切に過ごそうとしている先生の姿に私のほうが励ましをもらう思いで、少しでもお役に立てればと秘書を引き受けさせていただきました。

翌日よりほぼ毎日、電話で聞いた長い文章を口述筆記し、各所にメールで送るなど、想像以上に忙しい毎日になりました。この時点で『国際法』は、弟子の研究者のかたがたと協力し、楽しみながら自身でPCに向かって執筆をしたいと言われており、私は関わらない予定でした。ところが、大沼先生は、9月10日に体調を崩され、慶應大学病院に緊急入院しました。その翌日、先生の指示により大沼家でPC、愛用の赤と青のサインペン、ICレコーダーなどを用意し、私は病院へ行きました。この日より一日おきほどのペースで先生の病室へ通い、先生の『国際法』の手書き原稿や修正をPCに打ち込み、プリントアウトして渡す作業が始まりました。

準備したICレコーダーは、先生の体調が思わしくなく使うことはありませんでした。そのため原稿のほとんどは病床で手書きをされました。ここで家族の了解を得た上で、先生の手書きの原稿を画面に映させていただきます。これは第6章「人権」の原稿の1枚です。赤や青のペンがたくさん入っていて、知っている方にとっては、非常に懐かしい先生の筆跡だと思います。(3頁参照)

入院をした時点では、第5章まではほぼ完成をしており、残すは第6章の「人権」、第7章の「経済と環境の国際法」、第8章の「国際紛争と国際法」、第9章の「戦争と平和」の四つの章でした。第6章の「人権」は阿部浩己さん、第7章のうち経済の部分を伊藤一頼さん、環境の部分と第8章を石井由梨佳さんに協力

をしていただき、執筆が進められました。

その間、先生の指示によりちくま新書の松田健編集長がゆかりの国際法研究者のかたがたに専門に関わる原稿を送り、意見を聞いて、それを反映させました。参考文献リストも多くの研究者に協力してもらい、完成させる作業が行われました。意見を聞いた研究者のなかには、本日の発表者の三牧さんと大中さんもいて、大沼先生が信頼を寄せられていた2人から話を聞けることを、非常にうれしく思います。ご多忙で引き受けられなかった方も含め、大沼先生がこれまで非常に多くの研究者の方と交流し、学問を高められてきたこと、より良い著書とするために大変な状況でも妥協することなく、批判的なものも含めて多くの人の意見を取り入れようとした姿に非常に感銘を受けました。

原稿作成作業と並行して、序章から第5章までのゲラを修正する作業も行っていました。出版日は、先生の状況を考慮して、本来の予定を前倒した12月となりました。10月8日に第6章の「人権」の結論部分を口述筆記し、10月9日に第9章の「戦争と平和」が書きあがって、全ての章が完成しました。10月10日、12日、15日はゲラのチェックを中心に進められました。この間、毎日新聞の連載コラム「『トランプ大統領』の時代（上）」、「同（下）」を執筆され、またアジア国際法学会の学会誌に2017年にケンブリッジ大学から出版された教科書 *International Law in a Transcivilizational World* (Cambridge University Press, 2017) の誌上シンポジウムとして6本の批評論文が掲載されることとなり、これに対する英文リプライの執筆もしなければならない多忙な状況でした。

声の力強さから体調は決して良いとはいえ、奥様も心配をされていましたが、英文リプライの締め切りが迫っていたため、10月15日に前半の口述筆記をしました。この日は、これまでよりもいっそう声を出すのがつらそうに感じていたところ、途中で、「残りは全て頭のなかに出来上がっているから明日にしましょう」とにっこり笑って言われたのが、翌日の朝早くに亡くなられた先生と交わした最後の言葉となりました。亡くなるその日にも仕事の遂行を決意していたその言葉に、常に責任を持って、仕事を全うされてきた研究者としての大沼先生の姿勢が現れていたと感じています。

その後、執筆協力の研究者の皆さんとちくま新書編集長の多大な尽力で、12月8日に『国際法』は出版され、この分野でのベストセラーとなりました。大沼先生が書かれた国際法の教科書は、2005年に東信堂より発刊した『国際法はじめて学ぶ人のための』、2017年にケンブリッジ大学から出版された教科書があります。ケンブリッジの教科書は、西洋列強によって作られた国際法への懐疑的挑戦として、近現代の思考様式だけにとらわれない文化、文明の思考様式、すなわち儒教的発想や仏教的思想などを取り入れ、国際社会を理解しようとする文際的視点からの国際法を提示したものでした。

そして、弱者が国際法を武器に国際社会の中で生き抜いていくための大きな手掛かりとなるために多くの人が手に取りやすい新書として、易しい表記を用いて執筆をされたのが、遺著となったちくま新書の『国際法』です。大沼先生は、文際的視点を提示するなど、優れた国際法研究者である顔と弱者の立場に立った市民活動家としての顔の二つを持っていました。2017年、2018年に出版され、大沼先生の晩年を飾る二つの著書は、二つの顔を持つ大沼先生の姿勢がそれぞれ凝縮されたものだと感じています。

まさにロシアがウクライナを侵攻している現在、『国際法』を再びひもとくと、希望の言葉よりも「不条理の世界の法」、「偽善の体系としての国際法」、「中口の台頭などがもたらす国際法の『冬の時代』」において、国際法の強化に努めることのむなしさや徒労感」といった言葉を、身につまされるものとしてひしひしと実感します。しかし、1970年代からこの現実と常に戦いながら打ちひしがれることなく、国際法の可能性を信じ、最後の著作で希望の言葉を語った大沼先生の著作にあらためて学ぶ必要性も痛感しています。

本書は、三部構成となっており、第一部「国際法のはたらき」では、国際法の歴史的成り立ち、国家と非国家主体の関係性、国際法のあり方が述べられています。第二部「共存と協力の国際法」では、領域、経済、環境、国籍、人権といった国際法に関わる重要なテーマが論じられています。第三部の「不条理の世界の法」では、国際紛争、「戦争と平和」の問題と国際法の意義、限界がテーマとして取り上げられています。この内容について、『国際法』の書評を取り上げ、その特徴を整理して、現代社会に与える示唆を考えていきます。



『国際法』の書評は、2018年の出版直後に出た三牧さんのものから5つ発表されています。三牧聖子「今年の1冊」『シノドス』2018年12月、篠田英朗『読売新聞』2019年1月14日付、古関彰一『東京新聞』2019年1月27日付、中山雅司『月刊 第三文明』第713号（第三文明社、2019年5月）、蔦木文湖『東洋学術研究』第58巻第2号（通巻183号）（東洋哲学研究所、2019年11月）です。各書評がこの著作の何を重視し、読者に伝えようとしたかを整理して、この著作が現代社会に与える意義を考察します。主に三牧さん、篠田英朗さん、古関彰一さん、中山雅司さんの四つの書評を参照します。各書評には、特徴があります。古関さんは、「人権」が国際法の革命をもたらしたとした上で、『国際法』が「人権」の章の後に「経済」、なかでも国際投資、通貨、金融を加え、さらに環境問題を「地球文明」の視点から論じていることに注目しています。経済と環境がこれからの国際法で大きな地位を占めるという著者の見識を高く評価しています。

篠田さんと中山さんは、「欧米中心主義的に形成されてきた国際法の歴史に対する、強い問題意識（篠田さん）」、「近代以降国際法を生み出し国際社会を主導してきた欧米中心主義に対する批判的視座（中山さん）」というように、大沼先生が現在の国際法の持つ欧米中心主義の限界を指摘してきたこと、それを乗り越える視点として「非国家主体と多様な文化・文明間の関係に着目する『民際的』『文際的』視点（中山さん）」を提示したことを高く評価し、大沼国際法学を象徴するものだと捉えています。この2人は、各章で取り上げられていく日韓関係にまつわる課題にも言及をしています。

篠田さんは、時事的な関心が随所に述べられる例として、日韓基本条約や、日韓請求権協定の解釈を挙げ、この解釈が日韓の間で異なることが国際的「法の支配」と国内的「法の支配」との間の「時に解決不能と思われる問題を惹起する」という本著書の記述を、深い洞察であると評価しています。中山さんは、大沼先生が「慰安婦問題や在日韓国・朝鮮人問題など少数者や弱い人々の人権を守るための社会活動に献身」してきたことを述べ、これらの活動が「法に依る『平和』と『正義』の実現にこそ国際法の存在意義があるとの信念に基づく」ものだと評価しています。

三牧さんの書評は、この後共通するテーマとして提起する現実主義の観点から、大沼先生の国際法を理解しようとしていることが特徴です。

このように多様な視点から学べる『国際法』ですが、各評者が共通して重視した点を明らかにしていきます。一点目は、「一般の読者にとっての国際法の有用性」です。書評という、より多くの読者に関心を持ってもらうものであることはもちろんありますが、各評者とも大沼先生がこの著作を一般の人々が国際法についての知識を持てるようにする目的で執筆されたことを非常に高く評価しています。

古関さんは、「日本国民全体にかかわる大問題だけでなく、コンビニでパンを買うといったまったく私的な問題まで、国際法とかかわりを持っている」との大沼先生の問題意識を評価しています。三牧さんは、「意識的に、しかしそれ以上に無意識のうちに守られ利用され」、「国際社会に通用している一般的な国際法について確固たる知識を身につけることは現実的な課題」だとしているように、人々の生活に国際法が深く関わっていること、そのために国際法を一般の人が学ぶことの有用性を指摘しています。篠田さんと中山さんは、この著作が「国際法の全般的な知識を新書で一般読者に提供する」、「専門知識を網羅しながら一般市民にも平易に理解できる」ものを目指したことを、高く評価しています。

二点目は、「日本人にとっての国際法」の観点です。一点目の国際法の有用性とも関わってきますが、近代以降の日本の歴史を振り返ったときに、重要な出来事は常に国際法を吸収、実践、活用することで乗り切ってきたこと、一方、欧米諸国への不信感を高めて、国際法を軽視し、戦争を正当化したことが第二次世界大戦という国家存亡の危機をもたらしたと考える大沼先生の歴史観を、どの評者も非常に重視しています。この教訓は、日本と日本人にとって重要であるのはもちろんですが、現在そして未来においてどの国にとっても重要なことだと思えます。

三点目は、「国際法と現実主義」です。大沼先生の非常に冷静な国際社会に対する現実主義的な見方は、「国際法の冬の時代」という言葉に集約されています。この著書の中では、「これまで支配的だった欧米中心のリベラルな国際

法秩序が、超大国化しつつある中国、各種テロ集団、利己的な行動に走る地域大国などからさまざまなかたちで揺さぶられ、破られ、蹂躪される」ものとして描かれています。古関さんは、国際法の現状に向き合ったときに、その強化や実効性の向上に力を注ぐことを「虚しい営為」だとする読者の絶望感に共感し、「私自身いやになるほど感じてきた」と述べる大沼先生の心情に共感を寄せています。

また、三牧さんは、国際社会を「不条理の世界」とし、国際法もまた「偽善にすぎない」とする大沼先生の世界認識は、国際政治学の現実主義に通じると述べています。中山さんも大沼先生が「弱肉強食、駆け引きと暴力が跋扈する不条理の世界」である国際社会という現実を直視した上で、国際法のはたらく余地と機能を見いだそうとしていることを高く評価しています。

このシンポジウムの直前である2022年2月、ロシアが国際法を軽視する形でウクライナへの侵攻を開始しました。その情勢を日々注視するなかで、このような大沼先生の現実認識に深くうなずくものでした。しかしそれだからこそ、国際法を自らの武器として利用する力が必要であること、「わたしたちはそれに賭けるしかない」という国際法に託された希望を現実的な選択肢として選び取っていく必要性を、この著書を通して教えられていることを強く認識しました。

四点目は、「国際法に託された希望と未来」です。大沼先生は『国際法』の最後で、現行国際法の源流とされる1625年のグロティウスの『戦争と平和の法』以来4世紀を費やし、二度の世界戦争という莫大な犠牲を払って戦争を違法化してきた人類の歴史、さらに文際的視点では中国、古代ギリシャ、インド東南アジアのはるかに古い時代の歴史をたどり、その時代から何千年もかけて人類が戦争、武力行使一般を違法とする国際法のあり方を築いてきたことに、「一抹の希望」を見いだそうと呼び掛けています。各評者も「『若き』国際法に対する今後への展望が込められている（古関さん）」「現実を直視ながらも理想に向かって着実に歩みを進めていくことの大切さを教える（中山さん）」、「慎重で力強い理想主義が本書の一つの真骨頂」「次世代への願いと励まし（三牧さん）」というように、大沼先生が国際法に託された希望への共感の言葉を

述べています。

大沼先生が引用するマハトマ・ガンジーの「善きことはカタツムリの速さでしか進まない」の言葉には、国際法や国際社会の現実認識が綴られ、「たとえばカタツムリの速さであれ、それは一步一步前に進んでいるのである」の言葉には、それでも忍耐強く進んでいくという希望が込められています。歴史的に国際法が不完全ながらも国際社会をより良き方向に進めてきたこと、その限界はあるものの国際法が果たしゆく可能性を前提にして、今後も国際社会における諸課題について議論をしていくことが重要です。

私自身の書いた書評でも紹介しましたが、「人権」の章の手書き原稿の最後には「ドナルド・トランプという露骨な差別主義、排外」までが書かれています。(4頁参照) その原稿の続きとして、大沼先生が非常に力強く口述筆記をされた「人権」の章の結論部分を引用して、終わります。

中ロ・西欧・米国のいずれをとってみても今後しばらくは人権にとって『冬の時代』が続くだろうことは覚悟しておかなければならない。しかしこのことは何らわたしたちに絶望を強いるものではない。(中略)さまざま反動の動きのなかで人権はなんとか二一世紀の今日のレベルにまでたどりついたのである。『冬の時代』は10年、20年続こうが私たちはそれにひるんではない。

世界第三の経済大国であり高い人権水準をもち、他国にも法制の支援、人権教育などの形で人権の普及につとめてきた日本は、今後とも諸国の同様な精神をもつ指導者や市民とともに自信をもってそうした政策を押し進めるべきである。いつまでも続く闇というものはないのだから。

現在、武力以外で戦争を止められるのかという試練に国際法がさらされていますが、大沼先生のこの最後のメッセージを、「冬の時代」にひるむことなく積み重ねてきた人類の英知を総動員し、国際法を力としてあらゆる努力を惜しまず、忍耐強く真の平和の世界を構築する道標としたいと結論します。ありがとうございました。

## 報 告

# 学者はいかに現実と関わるか —— 社会との関わりの中の大沼保昭先生

高崎経済大学 准教授 三 牧 聖 子

本日のような機会に登壇させていただきまして、ありがとうございます。あらためて、大沼文庫の開設おめでとうございます。本日、大沼先生と関わられた方や研究をされた方など、さまざまな関わりを持たれたかたがた、何よりも家族の方、皆さんとこの場を共有できることが非常にうれしいです。先ほど葛木文湖さんが素晴らしい報告で強調されていたように、私も大沼先生が現実、そして、現実主義をどのように考えていたのかを振り返っていきます。現在、起きている危機の中で、大沼先生のさまざまな言葉を思い出していますが、大沼先生の洞察が現在、未来の国際政治、世界平和にどのような示唆をくれるかについても考えていきます。

先ほど極めて詳細な報告があったように、私も先生の手書きの原稿を非常に懐かしく拝見しました。大沼先生の『国際法』は、さまざまな意義や読み方がありますが、私が特に国際政治を勉強してきた者として重要だと感じたのは、大沼先生の現実主義です。国際法を考える際の生きる現実としての国際法の示唆にあらためて感銘を受けました。先生の言葉で言えば、「私たちが日常で国際法を意識することは稀である。しかしこのことは、国際法が私たちの生活に関係がないことを意味しない。国際法は意識的にも、しかしそれ以上に、無意識のうちに守られ、利用されている」です。

無意識のうちに守られている国際法の機能は、大沼先生や国際法の先生方が私たちにあらためて喚起してくれています。日本の歴史に照らして言えば、日

本は過去の歴史において、国際法を無視した独善的な議論によって戦争を正当化し、国際社会と決定的に対立しました。それが最終的に自分へ返ってきて、破滅に陥った過去を持つ国家でもあります。大沼先生の『国際法』は、私たちが生きる現実としての国際法に対する重要なメッセージを伝えています。

私と先生の関わりは、東京大学の駒場キャンパスで先生が持っていたゼミナールの手伝いをしたことから始まり、その後、家が近いことも発覚しました。先生の授業自体は、残念ながら受けたことはありませんが、長年、先生の授業の手伝い、科学研究費助成事業の研究会の手伝いをさせてもらいました。皆さんも先生との印象的なエピソードがあることでしょう。私が研究会の手伝いをしていて感じたのは、大沼先生は本当に好奇心が旺盛であったことです。現在、大学で研究申請するときは、とにかく学際的なものにならなければならないというプロトコル的な形で「学際」といわれますが、大沼先生は言葉の真なる意味で学際的なことが大好きな方でした。「この本が面白いから、この人に連絡を取ってみたい」と言われることが何度もありました。研究会メンバーはどんどん増えて、私が全体の先生方にメールを送るときに、最終的には宛先が非常に膨れ上がっていました。

大沼先生は、国際法に関心の中心に据えつつも、国際法が機能する現実を多様な学問分野から問い直す姿勢をお持ちでした。数ある共同研究の成果の一つに、『21世紀の国際法 多極化する世界の法と力』（共著、日本評論社、2011年）がありますが、この本は大沼先生の学際的な姿勢を体現しています。さまざまな分野の第一線で活躍をされている先生がたとの対談から構成された本です。

多極化する世界については、さまざまな議論がありますが、大沼先生が多極化する世界と言うときに、力の多極化も重要な考察対象としつつ、文化や文明などの多層的な価値観、関連する要素も含めて、さまざまな位相から多極化する世界を対象にしていました。その世界の現実において、国際法がどのように機能するかを探究し続けていました。

先ほど葛木文湖さんも紹介されていましたが、大沼先生は、弱肉強食、駆け引きと暴力がはびこる不条理の世界という極めてシビアな現状認識をお持ちで、こうした世界で国際法が機能することもそれほど楽観視をしていませんで



した。これから国際法は冬の時代を迎え、国際連合憲章に違反した暴力がまかり通る時代がくるかもしれないと予感され、国際法は容易に破られ、大国の政治の道具にもされるもので、国際法など偽善にすぎないとすら述べられています。

もっとも注意すべきは、大沼先生は同時に、偽善であるからといって国際法には意味がないというわけではない、と強調されていることです。現在、ロシアによって国際法が公然と破られ、国際法など意味がない、国際連合は無力だという声も上がっています。しかし、こうした現状においても、国際法が世界の圧倒的多数の人々によって守られ、さまざまなアクターの行為を通じて、日々構築されている当たり前の事実をあらためて想起しなければなりません。偽善にすぎなくても意味がないことはない。大沼先生は、国際法が現実でいかに作用しているかに関心を持ち続けた方でした。

国際法は、ウクライナ危機の中でも作用しています。安全保障理事会でロシアを非難する決議がロシアによる拒否権の行使で否決された後、各国が国際連合本部に集まって、国際社会の団結を示すシーンが持たれました。結局は、力はまかり通ってしまいましたが、力がまかり通る現実に対して異議申し立てをしている国々もたくさんあるわけです。国連総会でのロシア非難決議には、141カ国もの国が賛同しました。一連の議論の中で、私がつも感銘を受けたケニアのマーティン・キマニ国連大使の演説を紹介します。2月21日の安全保障理事会で行われたもので、大沼先生の現実主義と非常につながるものと思います。

キマニ大使は、アフリカが体験してきたことと、いまウクライナが体験してきたことは重なりと主張します。ケニアも、ほとんど全てのアフリカ諸国も、帝国の終焉によって誕生しました。アフリカの国境は、自分たちで引いたものではなく、植民地時代のロンドンやパリ、リスボンなどのヨーロッパの大都市で引かれました。そのために非常に人為的で、不条理です。現在でもアフリカの国々では、国境の向こうに歴史的、文化的、言語的に深く結ばれている同胞が暮らしています。もしプーチンのように、アフリカ諸国が民族、人種、宗教の同一性による国家を追求していれば、何十年も国境を巡って戦争を続けるこ

とになっていたでしょう。

しかし、アフリカは、アフリカ統一機構や国際連合のルールに従うことを選択したことをキマニ大使は重視します。確かに現実には圧倒的に不条理ですが、力を変えるのではなく、国際連合のルールに従うことを選択したのだ、と。アフリカ諸国にも、同胞と一緒にになりたい気持ちはもちろんありますが、その願望や希望を力によって追い求めることをケニアは拒否するときっぱり断言したのです。力がまかり通る不条理の世界でも、ルールがある以上、ルールに従うべきだという立場です。不条理なものでもルールに従うことは、何十年も国境線をめぐって戦争を続けるよりはましであって、そうした意味ではルールに従うことでケニアやアフリカ諸国も利益をえている。こうしたキマニ大使の見方は、大沼先生とも通じます。

大沼先生の本からキーワードを少し取り出していきます。私と大沼先生の最初の出会いは、先生のご著書『戦争責任論序説 — 「平和に対する罪」の形成過程におけるイデオロギー性と抱束性』(東京大学出版会、1975年)を通じてでした。1975年の著作ですが、現在でも参照されており、今後も参照され続けるでしょう。本書の大きなテーマの1つは、大戦間期における戦争の違法化です。確かに第2次世界大戦は防げませんでした、だからといって戦争が違法化されてきたことが無意味というわけではない。私を含む後世の研究者は、先生の本を重要な参考文献として、戦争違法化の再評価を試みてきました。

そうした研究の例としては、篠原初枝先生の『戦争の法から平和の法へ — 戦間期のアメリカ国際法学者』(東京大学出版会、2003年)や、並べさせていただいて恐縮ですが、拙著『戦争の違法化運動の時代 — 「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』(名古屋大学出版会、2014年)があります。海外に目を向ければ *The Internationalists* (邦訳オーナ・ハサウェイ、スコット・シャピエロ著『逆転の大戦争史』(文藝春秋、2018年))は、この中では最も新しい著作です。戦争違法化運動は、アメリカが一つの中心となったにもかかわらず、アメリカでは長らく忘れられていましたが、戦後、平和国家として再出発した日本などでむしろ研究が活性化し、近年になってアメリカでも再評価の動きが出てきました。

もつとも、戦争違法化にハサウェイやシャピーロのような欧米の学者が向ける眼差しと、大沼先生の眼差しには重要な違いがあります。ハサウェイとシャピーロの著作は、戦争違法化とそれを推進したアメリカやヨーロッパ諸国の政治家にほぼ無批判的に、肯定的なまなざしを向けている。これに対して、大沼先生は、戦争違法化の推進は評価しつつも、「平和」を掲げた側、戦争の違法化を推進した欧米諸国にも批判を向けています。ハサウェイとシャピーロの本では、日本は欧米が推進した「新世界秩序」に武力で対抗したネガティブな存在として描かれています。もちろん、その十分な理由はあるわけですが、大沼先生ならば、もう少し日本を多面的に捉えるのではないかとも思います。大沼先生の国際政治理解のキーワードとして、ここで私が改めて想起したいキーワードが、「怨念」「被害者意識」です。これはオーナ・ハサウェイやスコット・シャピーロのような欧米の学者には欠けがちな視点かもしれません。

アメリカが中心となって進めた戦争違法化には、私ももちろんポジティブな意義があったと考えていて、だからこそ本を書いたわけですが、20世紀以降のアメリカがその理念をよく守っていたかという点、そうは言えません。大沼先生は、「正義」や「平和」を掲げる側の独善に対する批判を常に持ち続けていました。大戦間期の日本のように「国際法の敵」「秩序の敵」「平和の敵」とされた側の怨念や被害者意識の重要性も常々強調され、そうしたものを単に否定するのではなく、うまく取り込むような国際秩序を常に模索されていました。

大沼先生が最後に取り組みされた共同研究の一つに、「多極化する世界への国際的歴史像の探求」がありました。多極化する世界で中国やロシアの存在を捉えるときに、これらの国は物理的な意味でも大国ですが、それだけでなく、歴史的に形成されてきた被害者意識や怨念を抱えた大国として捉えることの重要性を常に強調していました。現在ロシアがウクライナで行っていることは、法的にも道義的にも許されませんが、なぜあれほどまでロシアが西側によって圧迫されてきたという被害者意識を持っているかも考える必要がある。先生の洞察を思い返しながらか、現在の世界状況を眺めている日々です。

この文脈で、『国際法、国際連合と日本』（弘文堂、1987年）に所収されてい

る「遙かなる人種平等の理想 国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観」は、現在でも重要な研究であり、今後も重要な研究であり続けるといえます。パリ講和会議で唯一、非西洋の国として五大国入りをした日本が連盟規約に人種平等条項を挿入しようとしたことを分析した論文です。近代の日本は、帝国主義的な権益を守るなど、具体的な案件のみに没入する傾向があった。そうした日本が、人種平等に関する条項を盛り込もうとしたわけです。これは日本外交では異例の試みでしたが、日本によるある種の偽善の試みだと捉えられますし、大沼先生も同様に捉えていたと考えています。

日本の提案に対しては、日本のことを具体的に知らないような遠い非西洋諸国には賛同も見られましたが、実際に日本から帝国主義的・人種差別主義的な差別を受けていた中国や朝鮮の反応は極めて冷やかでした。日本国内で中国や朝鮮の反応から、日本自身の人種差別主義を反省したのは、石橋湛山や吉野作造などの極めて少数の知識人だけで、多くの人々は、日本人は欧米の白人に差別されているのだという被害者意識を前面に出し、だから、人種平等を掲げることによって矛盾はないと考えていました。日本の欧米に対する強烈な被害者意識が、日本がアジア諸国、特に日本によって圧迫されている中国や朝鮮の国々からどのように見られているかを見えなくさせたのです。

最終的に日本政府は、オーストラリアなど欧米の国々から反対されて、要求を下ろしました。日本にとっては人種平等のような抽象的な理想よりも、山東半島の権益確保のような具体的な問題のほうが大切だったわけです。後者については、パリ講和会議で日本は要求を貫き通しました。つまり、人種平等案の提出は、かなりの程度偽善であったわけですが、最終的に日本は偽善すら貫けなかったわけです。大沼論文が問題としているのもそこです。偽善だったから悪いというわけではなく、偽善なら偽善として貫くべきところ、結局偽善すら貫けなかった。そうした日本の外交姿勢の問題を明らかにしたこの論文は、今日的な意味や将来的な示唆も持つと思います。

最後にこの本を紹介して、報告を終わりにします。江川紹子さんという素晴らしい聞き手とともに先生が書き上げられた『「歴史認識」とは何か——対立の構図を超えて』（中央公論新社、2015年）です。歴史認識は、論争が加熱し

て、日本でもなかなか冷静な議論が難しいテーマになっていますが、まさに副題のとおり、政治体制やイデオロギー対立を越えて、多くの人たちに読まれています。大沼先生といくら違う政治的な立ち位置の人でも、大沼先生の主張の全てに賛同できるわけでないという人でも、大沼先生の言っていることのどこかには賛同できる、そんな稀有な本です。

この本の中で先生が強調されているのは「俗人目線」の大切さです。社会は、良いこともすれば悪いこともする「俗人」からなっています。大沼先生は、戦後責任の問題について、私自身は背伸びをして、啓蒙主義的な立場で主張してきたが、社会は自分も含めて俗人からなっている以上、自分のような俗人でも実践できる正義を追求しなければならないと説かれています。自分でも実現できないような、あまりに高尚な正義を掲げ、それについてこない人を批判しているようでは、歴史認識の共通認識をつくる歩みは進まないことを根気強く説いている本です。

私は大沼先生と長い時間、研究をご一緒し、いろいろなお話をさせていただいてきましたが、先生は冷戦期のアメリカで活躍したラインホルド・ニーバーの思想に非常に共感していました。まだ翻訳されていないニーバーの本を翻訳するといった話もしていました。ニーバーは、権力欲やエゴを抱えた不完全な人間から構成される人間社会のなかで、なおかつ可能な善を追求し続けた人物です。ニーバーの言葉で印象的なものにこのようなものがあります。現実主義と冷笑主義は違う。現実主義は、シビアな現実を見つつ可能な善を追求することであり、善を放棄する立場ではない。私はこのニーバーの言葉に、大沼先生との重要な重なり合いを見いだします。

ここで『「歴史認識」とは何か』の聞き手であった江川紹子さんのインタビューを紹介します。貴重なインタビューであり、現在でもインターネット上で読めます。大沼先生の中核的なメッセージは、日本という国に誇りを持つことは大切だが、どのようなことを誇るべきなのかを考える必要があるということです。大沼先生からみれば、過去に行った侵略戦争や残虐行為について反省することを「自虐的」として、あれは侵略ではなかった、残虐行為などしていないといったところに日本の誇りを求めるのは違う。日本が誇るべきは、あれ

ほどの破滅的な戦争を遂行した後、戦後の焼け野原から立ち上がって、豊かで安全な、平和的な国家をつくり上げたこと、過去の戦争への反省の意識から他国へ経済援助や技術援助を積極的に行ってきたことにあります。そして大沼先生は、あなたたち自身も日本が誇るべきものは何かを考えてほしいとも述べています。現在のウクライナ危機の中で、あらためて日本は、国際平和のために何ができるのかを問われています。その現在の問いを考える際にも大沼先生の洞察は、極めて重要なものとして、大きな助けとなるでしょう。

私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。



## 報 告

# 歴史学、国際関係論、そして国際法 — 大沼国際法学の意義

桜美林大学 教授 大 中 真

本日は、お招きいただきまして、本当にありがとうございます。桜美林大学の大中です。創価大学の平和問題研究所所長の玉井さん、蔦木ご夫妻、三牧さん、大沼みずほさん、何より日曜日の午後に集まっていた多くの皆様に感謝申し上げます。私がこの場に出ること自体が非常に気恥ずかしいというか、本日の登壇者のなかでは、大沼先生と過ごした時間が最も短いと思います。晩年の3年ほどしか大沼先生と付き合う時間はありませんでした。その3年間で非常に大きな影響を受け、様々なことを学ばせていただきました。本日、この場に喜んで出席させていただいたことを初めに申し述べます。

前のお二人が非常に素晴らしく、包括的な報告をされたので、それと比べると見劣りするかもしれませんが、私自身がこれまで研究してきたこととの関連のなかで、私から見た大沼先生の学問の発展、展開について光を当てるような話をしようと考えています。タイトルを「歴史学、国際関係論、そして国際法」の並びにしました。これは大沼先生の研究のスタンス、立場の逆を意識しています。大沼先生は、国際法学者であることをご自身の第一のアイデンティティとして持っておられたのと同時に、国際政治学・国際関係論、国際法史の文脈での歴史学の分野に対して、幅広く学問的な関心や業績を広げていかれたのではないかと私は考えています。

逆に私は歴史学、具体的には昔でいう外交史、国際関係史から国際関係論、国際政治学、国際法に向かって視野が広がっていきました。それが交錯したと

ころで大沼先生との出会いがありました。現在、ロシアとウクライナの問題が深刻になっていますが、私自身はバルト三国の一つのエストニアに対して、最初に興味を持ちました。バルト諸国をめぐる国際関係史から研究の世界に入り、その中で国際法の歴史の世界に関心が広がっていきました。話をするにあたり、本日は学会報告ではありませんので、自分なりの大沼先生観、大沼先生に対する考え方や見方を示したいと思います。

大沼先生が私のために描いてくれた手描きの地図があります。生前に大沼先生の別荘に招いていただく機会があった時、我々二人の話が非常に弾んで、夜遅くになってしまい、真っ暗になって帰り道が分からない状況になりました。そのときに大沼先生が地図を描いてくれたものです。絵の上の部分に富士山があります。恐れ多くも先生に地図を描いてもらったにもかかわらず、「大沼先生。悪いですが、道が分かりません。外は真っ暗だし、車で家に帰れません」と言うと、最終的に大沼先生が自ら愛車を出して先導してくれて、私は車でやっと町の中まで出られたのでした。大沼先生は、非常に怖い先生としてのイメージが強いのではないのでしょうか。私も同様でしたが、同時に非常に思いやり、温かみのある方だったことを示すために、この手描きの地図のエピソードを皆さんに披露した次第です。

大沼保昭編『戦争と平和の法——フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』（東信堂）は、大沼先生の代表作の一つとして挙げられるもので、1987年に初版が、1995年に補正版が出版されました。有名なグロティウスの『戦争と平和の法』の研究であり、多くの国際法学者を集めて編まれた本です。この本は大著であります。序の部分と補論の部分を大沼先生が執筆しています。序の部分では、この本をなぜ執筆することになったのかを述べていて、大沼先生は理由を三つ挙げています。一点目は、従来の支配的な国際法史、国際思想史の方法的反省です。二点目は、欧米中心主義思考の克服です。三点目は、戦争と平和の問題に対する国際法学の姿勢の再吟味、再検討です。この三つを大きな柱に据えて、序で問題提起をしています。

最後の補論では、国際法史における欧米中心主義について書かれています。この部分だけ朗読させていただきます。「欧米諸国を担い手とする近代ヨーロッ

パ文明が19世紀以来、地球を覆い、欧米中心の政治、経済、文化的支配体制が全地球的規模で厳然と存在してきたという事実を正面から受け止めた上で、その批判的解明によって右の体制の精神的呪縛力から自らを解放することこそ、欧米中心主義史観の克服の道が開けるだろう」（同上書、584頁）と述べています。大沼先生の国際法に対する見方、国際法の発展、歴史に対する見方の根底にあったのは、国際法の歴史が欧米中心主義であり、あたかも所与のものとして受け止めてきた時間が長かったこと、それを見直さなければならないことだったと思うのです。これはその後の著作でもずっと主張をされていたように思われ、ある意味で、この大沼先生の姿勢は首尾一貫していました。既にお二人の報告者がちくま新書の『国際法』の話をしたので私は取り上げませんが、その姿勢を最後の著作に至るまでずっと続けられていました。

次に2000年に大沼先生が出された論文で、タイトルは「国際社会の法はいつ生まれたのか — 文際的視点からみた国際法史の研究（‘When was the Law of International Society Born? – An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective’）」についてお話しします。投稿されたのは、*Journal of the History of International Law*, Vol. 2, Issue 1です。国際法史を研究している者にとっては権威ある雑誌として知られています。そこに66ページにわたる非常に長文で、内容的にも深い洞察がめぐらされた論文が出されました。インターネット上の出版社のウェブサイトには、この論文が他の著作や論文でどのぐらい引用をされているかを示す数字が出ていますが、一昨日に見たら261回でした。実際には、もっと多いことでしょう。国際法が人類の歴史の中でどのように受け入れられ、拒絶され、反発され、しかし世界的に広がっていったのかを詳細に分析している論文です。この論文が大沼先生のお名前と研究内容および見方を、さらに世界に広げていく一つのきっかけになったと私は思います。もちろんその前から国際的に著名な方だったのは間違いありませんが、この論文の影響は非常に大きかったのではないのでしょうか。

例えば、2011年に出た『国際法の理論と歴史に関するリサーチ・ハンドブック』という名前の非常に分厚い書物（Alexander Orakhelashvili, ed., *Research Handbook on the Theory and History of International Law* (Cheltenham,

UK : Edward Elgar, 2011)) ですが、大沼先生とも知己であったエストニアのタルトゥ大学の国際法のラウリ・マルクソー教授が書いた第16章の中で、大沼先生が書いた論文を紹介しています (Chapter 16, Lauri Mälksoo, 'International Law between Universality and Regional Fragmentation. The Historical Case of Russia')。この章は、ロシアがウクライナに軍事侵略をし、国際法違反を重ねていると指摘される現在、非常に示唆的であり、ロシアが歴史的に国際法をどのように受容、取り入れようとしたか、反発したかをまとめています。ロシアと日本との比較をしつつ、ヨーロッパではないもの後からヨーロッパに追い付こうとし、何とか文明国に入ろうとしたなかで、国際法がどのような役割を果たしたかを分析しています。その中で、大沼先生の論文が重要な例として引用されています。

大沼先生の「国際社会の法はいつ生まれたのか」論文の意義としては、まず一点目として、アジア人研究者として、非ヨーロッパ人の国際法史学者である大沼先生の業績が高く評価された点が挙げられます。二点目は、国際関係思想史の視点からも注目を浴びた点です。ハーバード大学の歴史学教授であるデイヴィッド・アーミテジ先生が2013年に David Armitage, *Foundations of Modern International Thought* (Cambridge, 2013) を書きました。この本は、刊行のわずか2年後に日本でも『思想のグローバル・ヒストリー』(法政大学出版局、2015年)の名前で翻訳されました。この本のなかでも大沼先生の2000年の論文が引用、言及されています。アーミテジ先生自身は、私もお世話になった先生ですが、大沼先生のことを非常に高く評価していました。私はアーミテジ先生と大沼先生の橋渡しと紹介をさせていただきました。

アーミテジ先生は、国際法史学者ではありませんが、この後に述べる英国学派、国際法の歴史に対して非常に強い関心や親近感を持っていて、その観点から大沼先生の業績は非常に大きく、重要だと実際に会ったときに言われていました。つまり三点目の意義は、英国学派の視点と共通の関心です。これは私が最近、ずっと勉強している学問分野であり、英国学派から逆に大沼先生との接点ができたと言ってもいいくらいです。国際関係論の理論の一つで、イングリッシュ・スクール (English School) と呼ばれています。英国学派について

細かく話すと、本日の大沼先生の趣旨から外れてしまうので詳しくは話しませんが、世界政府や地球連邦政府のようなものが存在しないのが現実の国際社会です。確かに人類を統一する政府のようなものはありませんが、そうは言っても国同士が勝手に争う、戦争をする、憎しみ合っただけでいるわけでもありません。いくつかルールや規範があり、世界政府がなくても緩やかな統一性、共通性を持たせているものの一つが国際法であるという考え方を提示しているのが英国学派です。

イギリスの国際政治学、国際関係論の研究者として世界的に著名な、ロンドン大学のバリー・ブザン教授が書いた本も紹介します。(Barry Buzan, *An Introduction to the English School of International Relations* (Cambridge: Polity, 2014))。ご縁があり、彼の本を数年前に他の研究者と一緒に翻訳しました(『英国学派入門』(日本経済評論社、2017年))。ブザン教授も面白いことに大沼先生が2000年に出した論文を高く評価し、同書の中で紹介しています。大沼先生は、英国学派ではありませんが、ヨーロッパ人ではない位置付けからの国際社会の見方を提示されていると指摘しています。これは最新の英国学派の視点にも少なからぬ影響を与えています。

2010年に大沼先生が出された本で、ハーグ国際法アカデミーの講演内容を活字化したものがあります(ONUMA, Yasuaki, *A Transcivilizational Perspective on International Law* (Leiden: Martinus Nijhoff, 2010))。オランダのハーグ国際法アカデミーで講演をすることは、国際法学者にとっては非常に名誉なことです。大沼先生も名誉なことだと述べていましたし、私も同感です。この本の執筆に三牧さんが携わっていたことが本の中にも書かれています。ある研究会の報告時に大沼先生から「大中君、君はまだまだレベルが低い。もったきちんと勉強をなさい。ついては、私の本のこの章を読みなさい」と言われ、直々に訓示を受けました。それが第4章の部分です。その後の大著につながるトランス・シヴィライゼイショナル(Transcivilizational)、大沼先生が提唱された独自の概念である「文際的」な視点が、この第4章の小見出しになっています。タイトルになってもいますが、国際法の歴史的発展について書かれた章です。これを一生懸命に読んで勉強した思い出があります。

さて、これまで挙げてきた本の中で一本貫かれているのが、国際法をどのように見たらいいのか、特にアジア人である日本人として、しょせんはヨーロッパ中心だといわれている国際法をどのように捉えていくべきか、考えるべきか。それが終始、一貫していることは、この章を見てもよく分かります。

最後に触れたいのが、アレクサンドロヴィッチです。アレクサンドロヴィッチは、20世紀のポーランド系イギリス人の国際法学者で、大沼先生が非常に意識していた人物だと考えられます。これまで紹介したのは、大沼先生の膨大な著作の中のごく一部分ですが、国際法の発展、歴史に関する論文では必ずと言っていいほど彼の研究を挙げています。2017年にデイヴィッド・アーミテッジ先生が編者となり、アレクサンドロヴィッチの業績を集めた本を出しました(C. H. Alexandrowicz, eds. by David Armitage and Jennifer Pitts, *The Law of Nations in Global History* (Oxford, 2017))。それもたまたま縁があり、私と他の研究者たちで翻訳して、1年前に『グローバル・ヒストリーと国際法』(日本経済評論社、2020年)として出しました(残念ながら、大沼先生の生前には間に合いませんでした。)

なぜ大沼先生が彼にこだわったのかというと、アレクサンドロヴィッチ自身がポーランド人で、ヨーロッパの中心から離れた場所で生まれ育ち、教育を受けた人物であり、彼が国際法の欧米中心主義に非常に批判的だったことに注目したからではないか、と私は考えます。大沼先生ご自身は、アレクサンドロヴィッチにも限界があったと話していて、私にも直接そう言っておられました。「(大沼先生と)アレクサンドロヴィッチとの対峙」と捉えていますが、大沼先生の中で考えていた思想を、大沼先生よりも先に分析して考えてきた学者の1人が、アレクサンドロヴィッチなのではないか。これは私の考えです。

また大沼先生は、国際法学者であると同時に、現実政治への目線を強く持つておられた方でした。それは前の蔦本文湖さんと三牧さんの報告と共通する部分です。私は、外交史・国際関係史から入った人間なので、国際法の専門家ではありませんが、現実の国際問題を解決するために、政治学のみならず国際法の必要性を強く感じていて、それゆえ大沼先生とのご縁もできたのだと思います。

大沼先生は、国際法と国際関係論・国際政治学の分野との連携、連関の重要性を意識され、指摘され続けてきた方です。大沼先生の学問的な業績はもちろんたくさんありますが、これは先生の姿勢として強調しておきたいというか、強調されるべき点ではないでしょうか。国際法と国際関係論、国際政治学の世界との緊密な協力、学問的な一種の切磋琢磨が必要なことをずっと言われていました。

実は、四日前（3月2日）に創価大学を初めて訪問し、平和問題研究所もご案内いただいて自分の目で大沼文庫を見てきました。今後、大沼先生のような業績が創価大学の皆さんだけに留まらず、さらに広がって残ってほしいと心から願っています。時間になりましたので、以上で私の発表を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。



## パネルディスカッション及び総括コメント

葛木栄一（東洋哲学研究所・委嘱研究員） これよりパネリストによるディスカッションに移ります。三人の皆さんから貴重な発表をしてもらいましたが、それに対するコメントや質問をもらえれば幸いです。それでは玉井さんからコメントをお願いします。

玉井 皆さん、ありがとうございました。葛木文湖さんからは、大沼先生の知的創造への執念を感じさせられる執筆活動の姿をうかがい、真の知識人のあり方を思い知らされる貴重なお話しをしてもらいました。三牧さんの発表からは、国際関係研究でいうユートピアニズムではない理想主義のあり方、本当の意味でのあるべきリアリズムとはどのようなことなのかを大沼先生の見識から学ぶことを再認識しました。大中さんは、先だって創価大学を訪問されましたが、その際にお互いに江口朴郎門下の孫弟子であるというつながりがあることも分かりました。国際関係論を国際政治史の視点で見ることにも私も強く共感しますが、大中さんからはそれが非常に大切な大沼先生の学問の理解なることを示してもらいました。

人類史の行く末を見ながら足元の課題に取り組むことの重要性を、大沼先生から学ぶことができます。冒頭のあいさつで「正義」のぶつかり合いとしての紛争という難問の話をしたのですが、自らが作り出したイデオロギーに縛られ、他者を犠牲にして顧みないドグマとなってしまうことの愚かしさをどのように乗り越えるかをあらためて考えていきたいです。

既に各報告の中で触れられていますが、例えば、「悪を減することこそ“正義”」とする考え方と私たちが考えるような「殺さないことを最重要視する“正義”」の両者は、いかにして対話が可能になるかという課題をあらためて考えました。この点について、補足があればお願いします。ありがとうございました。

した。

薦木栄一 続きまして大沼みずほさん、お願いします。

大沼 登壇者の皆さんの報告は大変参考になり、私も懐かしい思いで皆さんから見た学者としての父の軌跡を辿ることができ、非常に感銘を受けました。ありがとうございます。本日は、80人を超える多くの先生方、弟子の皆さん、学生の方、一般のリスナーの方に参加をして頂いていることに深く感謝します。私からは、父としての大沼保昭という視点で、登壇者の皆さんの報告にプラスアルファとなるお話しをします。父のなかには、三牧さんからもあったように、父自身の強い被害者意識があったように感じます。皆さんも知つてのとおり、父は身長168センチメートルで背は普通の高さですが、体重は48キログラムしかなく、ガリガリでした。小さい頃から体が弱く、学校の体育はずっと見学だったようです。

食が細過ぎて、胃腸が弱く、鶏のささみしか食べさせられなかったと祖母は言っていました。学校ではいじめに遭っていました。国際法に到達するまでにはさまざまな思いがありましたが、彼自身の被害者意識が学問への情熱につながっていったのでしょうか。それが学問のみならず、行動する責任にまで踏み込んでいったのには、「不作為もまた行為」という考えがありました。ちくま新書の『国際法』のなかでも言っていますが、例えばルワンダ虐殺についてそれを阻止する行動をとらないことは、「中立を守る」ことではなく、消極的加担であると常に言っていました。「不作為もまた行為」という考えの背景には、彼の年少期の被害者意識があったわけです。

それ故に中国やロシアといった国々の思考回路や歴史的な背景も懸命に学ぼうとしていました。父がアメリカのイェール大学で在外研究をしていたときに、一緒にキューバへ行きました。飛行機が遅れて外務省の方が迎えの時間に來なかつたときに、父が空港職員とロシア語で汗だくになりながら話をしていました。父がどのくらいロシア語ができたのかは分かりませんが、ロシア語を話せることを知つたのはこの中学生のときでした。父の業績からロシア研究は

あまり出てきませんが、サハリン棄民への支援に始まる活動やロシアや中国との関係性のなかで、彼らを知ろうとする気持ちは非常に強かったようです。

皆さんが大沼保昭に抱いている「好きだが嫌い、嫌いだが好き」という何とももやもやした感情は、私も共有できます。父の言う「俗人的な視点」は、彼自身も成人になり切れない、短気ですぐに怒ってしまう、相手が無理だと分かっているのに押し付けてしまうといった自分の俗人性からきているように感じます。

『サハリン棄民』（中公新書、1992年）の原稿を私が最初に読んだのは、中学2年生のときでした。これを中学2年生に読ませるのかと思いましたが、彼が中学2年生の視点を知ろうとしたことも、父のなかに学問としての俗人的な視点があったからなのでしょう。

父は、フランキー堺さんが出演した戦後ドラマの『私は貝になりたい』が好きで、何度も見ていました。学問上は戦争や大国間の話をしていますが、父のハートには、この国際法というなかなか伝わらない学問を、一般の国民、市民に常にフィードバックしたいという気持ちがありました。

ちくま新書の『国際法』の一番最後に、「一步一步前に進んでいる」と父は書いていますが、「冬の時代」ともあるように、私はこの終章にあまり前向きではない印象を受けました。そこで、病床の父に「国際法に対する未来へのメッセージをどこかに書いてほしい」と言ったところ、393ページの注釈19の部分を亡くなる前々日ぐらいに書いてくれました。

それは、「日本が第二次世界大戦で国際法の活用を怠ったが故に7000万人の人口のうち300万人もの犠牲を出し、国家滅亡の危機に瀕したのである。この教訓は重要である。その教訓とは、国際法は日本国民が身につけ、活用すべきものだということにほかならない」ということです。父は、あとがきが書けなかったので、私があとがきで謝辞を書きましたが、この最後の一文、注釈がまさに父の教訓であり、日本国民へのメッセージです。

ロシアのウクライナへの侵略が毎日報道されています。父は2015年の戦後70年総理大臣談話に関しては、国際法学者としてさまざまな先生がたと一緒に記者会見をしました。今回のことについても父が存命であれば、行動する責任を

重視し、「不作為もまた作為の行為である」という立場に立って行動しては  
 はずです。それも含めて、現実社会で起きている問題について、登壇者の皆さ  
 んの意見を聞かせてもらえれば幸いです。ありがとうございます。

蔦木栄一 ありがとうございます。大沼先生とみずほさん御自身の経験と行  
 動が入っていて、非常に貴重なお話でした。二人の総評へのコメントも含め  
 て、各発表者へのコメントや質問を発表順に、蔦木文湖さんからお願いしま  
 す。

蔦木文湖 三牧さんと大中さんから大沼先生と直接接するなかで感じた学問的  
 な影響、ほほ笑ましい話も含めた人柄についての話などを聞き、それがどのよ  
 うに学問的なものへと結びついていったのかなど、先生のことを思い返しなが  
 ら非常に興味深く話を聞かせてもらいました。三牧さんからの報告では、視聴  
 者からの質問にも書かれていますが、三牧さんの専門である戦争違法化につ  
 いての論点から、非常に大きな示唆を受けました。戦争違法化の研究の中で大沼  
 先生が重視した怨念、被害者意識が欠けがちな視点であるという指摘を、私自  
 身も非常に興味深く聞かせてもらいました。

大沼先生は、正義や平和を掲げる独善に対する批判も非常に大切にされてい  
 ました。被害者意識や独善への批判が現在の国際社会の問題にも大きく関わっ  
 てくると考えたときに、現状の国際法や国際政治とどのように関わらせていっ  
 たらいいのか、三牧さんから意見を聞ければうれしいです。全般的に三牧さん  
 が大沼先生のさまざまな学問上の業績のなかで先生と関わり、その視点で得ら  
 れてきたことを教えていただき、非常に勉強になりました。本当にありがとう  
 ございます。

大中さんの発表からは、先生が国際法にとどまらず、政治や歴史との関わり  
 を非常に大切にされてきたことを教えてもらいました。特に大沼先生の学問の  
 根底に欧米中心主義への批判があり、そのポイントとなる大沼先生の論文や先  
 生がその視点から重視されていた研究者が紹介され、本当に勉強になりました。  
 そこで、大沼先生の根底にある欧米中心主義への批判は全く変わらずに一

貫していたのか、何らかの形で途中で変化することがあったのか、大変興味深く感じたので、大中さんが分かる範囲で教えてください。みずほさんから「不作為もまた行為」であるという話がありましたが、私も今回のウクライナの問題を通して、これについてあらためて学ばせてもらいました。今回の皆さんの発表を通して、今後さらに思索を深めて、大沼先生から学んでいきたいです。

葛木栄一 続いて三牧さん、お願いします。視聴の皆さまからは、三牧さん中心に質問も寄せられているので、それに回答をしつつコメントをもらえれば幸いです。

三牧 報告、質問ありがとうございます。私もみずほさんがお話しされた「不作為もまた行為」という大沼先生の考えが先生自身の体験から出てきたことを、断片的には聞いていました。本日、その二つをみずほさんがつなげられたことで、本当に大切な言葉だと感じました。現在のウクライナ危機の前で日本はどう行動すべきかという話は質問でも出てきていますが、先生の現状認識は非常にシビアなものでした。不作為が駄目だからすぐに行動すべきというのではなく、そこに何重ものレイヤーがあり、その意味で不作為も行動であるといえます。ただ行動すればいいわけではなく、そこには先生の本当に慎重な留保があります。今回の危機に対して、先生はどのようなことを言うだろうかと私も考えながら毎日ニュースを見ているので、非常に貴重な洞察をいただき、ありがとうございました。

私もちくま新書の『国際法』を読んで、先生は厳しく現状と将来を見ていたと感じました。先生が病気だったこともあります。先生が自ら進んで希望を語るのではなく、後継のみずほさんに引き出される形で希望が書かれたこと自体が、非常に重要なメッセージであると言えます。大沼先生自身は、自分が思ってもいない希望は絶対に振りまかない、言えない方でした。率直で現実主義者だった先生から後世の次世代が希望を見いだす意味でも、かけがえのない一冊となりました。

非常に貴重で、私も考えさせられる質問がたくさんきています。不条理の世

界に関しては、現在、ロシアが主張するウクライナとロシアの歴史的な同質性とそのなかでのウクライナの主権独立などが論争になっていることも挙げられます。

例えば、クルド人問題はどのように捉えられるかという質問がきていますが、私が最後にかかわっていた大沼先生の科学研究費助成事業で、先生が探究しようとしていたのが人間の重層的なアイデンティティーや民族です。私のアイデンティティーは女性、アジア人、地球人などですが、このような人間の非常に重層的な存在規定性を探究しようとしていました。国際政治は民族自決まで規定しているわけですが、人間のアイデンティティーをもっと重層的に捉えていくことで、先生は平和を探求しようとしていました。その研究は、残念ながら先生の病気によって完結はしませんでした。ぜひ引き継いで考えていきたいです。

被害者意識は、先ほど強調されていたように私自身も非常に大切だと考えています。現在のウクライナ危機の局面で私が非常に重要だと感じていることがあります。少し極端な例ですが、イタリアのある大学でドストエフスキーを読まないようにという話が出ました。それはさすがに反対され講座は続くことになりましたが、この危機だからこそロシアのことを歴史、文化も含めて知らなければなりません。ロシアの主張がいくら支離滅裂に思えても、ロシアから見て冷戦後の30年がどのような時代だったのかを理解することは重要です。

現実の政策としては、制裁という、ロシアに国際法を順守させる強制力を伴った方法が模索されています。これとはいいい意味で一歩引いて、ロシアの人々、特に日本にいる人々に被害が及んでは絶対になりません。危機だからこそロシアの論理、文化、歴史を知ることは、大学や知識人のみならず、市民の重要な使命です。ドイツが国防費を増加し、紛争地に武器輸出を開始する、スウェーデンやスイスのような非同盟国や中立国も対ロシア制裁に参加し、兵器の輸出に携わることになりました。日本もこのような国際的な潮流の中で立ち位置を考えなければなりません。

そのなかで、先ほどのみずほさんの話を思い出しても、大沼先生ならどのように言うだろうかと考えてしまいますが、考えた結果、まだ答えがあるわけで

はありません。世界が現状のようになっているからではなく、最後に紹介した江川紹子さんによる大沼先生のインタビューが示すように、先生は日本が戦後に歩んできた平和国家としての歩み、ある意味で日本のユニークな平和への貢献に非常にこだわり、言語化し、思索されてきた方ですので、この局面で先生がどのように言うかという問いを通じて、日本が取るべき道を考えられるかもしれません。非常に重要な知見を与えてくれると感じます。

質問への回答は以上で、大中さんにお聞きします。大中さんから非常に重要で、示唆的な報告がありました。大中さんとも以前話しましたが、大中さんがハーバード大学で師事されていたアーミテジ先生と大沼先生で共同研究ができたらとの話があったものの、それは実際にはかないませんでした。背景に特にアメリカでブラック・ライヴズ・マター運動が高まるなどの現実政治もあり、国際政治や国際法でも人種主義や抵抗主義など、まさに大沼先生が言う文際的な観点を入れなければならないとの議論がされるようになっていきます。大沼先生がこうした議論の先駆者であり、欧米でも様々な議論があったわけですが、より新しく文際的な視点で帝国主義を捉えなければならないといわれています。

私もアーミテジ教授の著作には非常に感銘を受けていますが、大沼先生が提示した欧米の帝国主義や人種主義の問題については、少し捉え切れていない面がある気がします。大沼先生は、例えば Yasuaki Onuma と書くのが嫌いで、Onuma Yasuaki と書くことにこだわるなど、理由なく西洋の仕方に追随することに抵抗とこだわりを持っていました。大沼先生がアーミテジ教授と話をしたらどのような議論をしただろうかと常々、考えています。昨今の欧米の国際法はもちろん知見も与えてっていますが、大中さんから見て、大沼先生が提示したような側面は見えていないのではないかと感じる事があれば、ぜひ先生に代わって教えてもらいたいです。

葛木栄一 最後大中さん、お願いします。大中さんにも質問がきていますので、葛木文湖さんと三牧さんからの質問と併せて回答、コメントをお願いします。



大中 最後は損な役割です。全身に刺さるような部分があり、全てに答えるのは無理ですが、できる限り答えます。玉井さんの言うことはそのとおりで、国際法と国際政治学、国際法と国際関係論は一見、離れているように見えますが、本来は協力しなければなりません。両者が協力することで、現在まさに起こっているような問題の解決に寄与することは間違いありません。大沼先生は、その先例をつくったとあってよく、両者の本来の関係に回帰させることの必要性をあらためて気付かせてくれました。国際関係論と国際政治学は、元は19世紀の国際法から枝分かれをしていったものですが、今ではあまりに離れ過ぎてしまっているのが現状です。大沼先生も同じ考えを持っていたことでしょう。

薦木文湖さんから質問ありがとうございます。非常に膨大な人的ネットワークをつくり、世界中のさまざまな方と関係を築いていたなかで、大沼先生の欧米中心主義に対する考え方がどのようにより熟成されていったか、変化をしていったかについては、私も聞きたかったです。実際には聞けませんでした。その根底に何か手掛かりがあるような気がします。それは先ほど三牧さんも言われていましたが、みずほさんの話を聞いて、腑に落ちたというか、納得したことです。

大沼先生は、被害者意識まではいかなくても弱いものに対するまなざしを持っており、例えば従軍慰安婦問題に一生懸命に取り組んだことが一例です。また、ヨーロッパやアメリカにたいして、何かしらのアンビバレントな感覚も持っていました。最後まで持っていたような気がします。これは推測でしかありません。そうはいつても大沼先生は、ナショナリストのようにヨーロッパの国際法は破っているなどの極端な考えを持っていたわけではありません。国際法の枠の中で対峙し、解釈と認識、理解をよりよい方向、すなわち公平な国際関係や国際社会になるように変化をさせていきたくったのだと考えています。

日韓関係についてのご質問です。ここで簡単に結論は出せませんが、例えば日本と韓国の関係の根底には植民地支配に至るまでの1905年、1907年、1910年の条約があります。これを読み返すときに大切なのが、現在、私に関心を持つ

ている国際法の歴史です。どこまで時代をさかのぼって正義なのか、不正義なのかを考えればいいのか、不正義だから全てを謝罪するところまでいくべきなのか。これが被害者の側からの加害者に対する復讐になってしまうならば、どこかで人類の歴史を全てひっくり返し、一個ずつ検証していかななくてはならなくなります。

これはまさに復讐の連鎖になってしまい、どちらが正しく、どちらが悪いのかの話になってしまいます。私個人は、日本人として韓国との関係では、併合に至るまでの解釈を、国際法でどのように理解するか、どのように考えたらいいかを問い直すことが大切だと考えます。直接の答えにはなりません但现在、思いつくなかで回答をさせてもらいました。ありがとうございました。

蔦木栄一　ここでまとめに入ります。皆さんの報告には、大沼先生の人間的な多面性が非常によく現れていたと感じました。先生はさまざまなかから怖い、短気だと言われていましたが、中国、ロシアが欧米並みの人権意識を獲得するには数世紀の年月がかかり、忍耐を強いる課題だと考えていました。忍耐が必要だと短気な大沼先生が言うこと自体が、先生御自身がバランス感覚、しなやかさ、冷静な現実認識を持たれていたことを示していると、皆さんの話からよく理解できました。

皆さんの学問的背景は、アメリカ、中国、エストニア、ドイツ、スウェーデン、私の場合はインドとパキスタンと、多岐にわたっています。また発表内容の端々から、先生のおつくれた皆さんのような人的なネットワークによって国際社会が団結や善のほうへ向かうことを実感しました。本日のシンポジウムは、人と人を結びつけていくという志向を持っていた先生の行動の一端だったように感じます。最後に閉会のあいさつを、大沼みずほさんからお願いします。

大沼　本会を主催された創価大学の玉井さん、蔦木ご夫妻に心から感謝を表します。パネリストの三牧さん、大中さんからも貴重な報告をしていただきました。たくさんの質問を寄せられた参加者の皆さんのなかには、懐かしい名前の

方々もたくさんいました。母も非常に喜んでいました。三牧さんが言われたように、私も父がいたら何を発信するだろうかと考えていましたが、今回のウクライナへの侵攻に関しては、明確な国際法違反だと強く批判をしていたことでしょう。その一方で、ロシアが帝政時代からどのような国だったのかを私たちは認識しなければならないとも言ったはずです。

何より大切なのは、平和国家としての歩みを進めてきた日本で防衛力強化の話は理解できるものの、核シェアリングの議論が出てきていることに対して、父は強いメッセージや警告を出したはずだと私自身は考えています。日本が国際連盟を脱退したときは、44カ国のうち42カ国が日本の行為に反対しました。今回は、国際連合に加盟している国も増え、141の国がロシアに対してノーを突き付けています。そして、日本国内でもウクライナへの支援が一瞬の間に20億円に達しました。その事実をもって、父は善きことはカタツムリのごとくにしか進まないが、進んでいる歩みを止めないこと、一瞬の間にウクライナへ20億円の支援の行動をした日本国民の姿勢、国際社会が連帯を示したことに対して、何かしらのコメントを出したことでしょう。

大中さんが国際政治と国際法が非常に離れてきていると話したなかで、日韓関係の話も出ました。父は珍しく、年を取っても昔は良かったというような懐古をしない人でした。周りにいる年配者たちが昔は良かったと言っていることに対し、父はそうは言いませんでした。それはなぜかというと、必ず未来を見ていたからです。その未来を見るというのは、韓国の問題についても同様です。例えば、日韓関係において昔にしたことを蒸し返すなという主張もありますが、韓国に対して日本が行った行為は許されないという認識を持つことのほうが、将来にとっては大切だと言っていました。

国際法も前に進んでいくものであり、動いている生き物です。その時々生きる人たちが解決に向けて知恵を出していくことが大切であって、それが帰結にも独善にもなってはならないとよく言っていました。それを登壇者の皆さんの報告や、ウェビナーの参加者の質問を通じて感じました。

日曜日の貴重な時間、特に本日は天気も良いなか、長時間にわたってお付き合いいただきましたことに心より感謝します。ぜひ「大沼保昭文庫」を見に多

くの方が創価大学に足を運び、これからの桜の季節に皆さんとさまざまな交流の機会を“Face-to-face”でできることを願っています。ありがとうございます。

蔦木栄一 以上をもちまして、創価大学平和問題研究所「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウムを終了します。三名の発表者の皆さん、大沼みずほさん、大沼先生の奥様、そして、視聴者の皆さん、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

※登壇者の所属・職責などはシンポジウム開催当時のものです。

SUPRI Occasional Papers 01

---

2022年7月10日発行

発行者 創価大学平和問題研究所  
〒192-8577  
東京都八王子市丹木町1-236  
TEL : 042-691-8179  
<https://www.soka.ac.jp/pri/>  
印刷所 株式会社 清水工房

---



**SUPRI**

Soka University Peace Research Institute